

令和2年度着手
令和7年度(変更第1回)

県営土地改良事業計画概要書

(経営体育成基盤整備事業)

あんじょうあらい
安城荒井地区

目 次

[県営土地改良事業の変更事項]	1
[全 体]	2
I. 土地改良事業計画の概要	
第1章. 目 的	2
第2章. 地域の所在及び現況	3
第3章. 基本計画	4
第4章. 工事又は管理の要領	5
第5章. 換地の要領	6
第6章. 費用の概算	10
第7章. 効 用	11
第8章. 他の事業との関係	12
第9章. 計画概要図	12
II. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法	15
III. 県営土地改良事業における 事業費及び事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準	16
[農業用排水施設整備（用水）]	18
I. 土地改良事業計画の概要	
第1章. 目 的	18
第2章. 地域の所在及び現況	19
第3章. 基本計画	20
第4章. 工事又は管理の要領	20
第5章. 換地の要領	21
第6章. 費用の概算	21
第7章. 効 用	22
第8章. 他の事業との関係	23
第9章. 計画概要図	23
II. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法	26
III. 県営土地改良事業における 事業費及び事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準	27

[農業用排水施設整備（排水）]	29
I. 土地改良事業計画の概要	
第1章. 目的	29
第2章. 地域の所在及び現況	30
第3章. 基本計画	31
第4章. 工事又は管理の要領	31
第5章. 換地の要領	32
第6章. 費用の概算	32
第7章. 効用	33
第8章. 他の事業との関係	34
第9章. 計画概要図	34
II. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法	37
III. 県営土地改良事業における	
事業費及び事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準	38
[区画整理]	40
I. 土地改良事業計画の概要	
第1章. 目的	40
第2章. 地域の所在及び現況	41
第3章. 基本計画	42
第4章. 工事又は管理の要領	43
第5章. 換地の要領	43
第6章. 費用の概算	43
第7章. 効用	44
第8章. 他の事業との関係	45
第9章. 計画概要図	45
II. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法	48
III. 県営土地改良事業における	
事業費及び事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準	49

[県営土地改良事業の変更事項]

1. 変更内容

	変更事項	変更前	変更後	増減	備考
受益面積	全体	94.4ha	95.3ha	0.9ha	編入：1.2ha 除外：0.3ha
	農業用排水施設整備(用水)	93.6ha	94.5ha	0.9ha	編入：1.2ha 除外：0.3ha
	農業用排水施設整備(排水)	65.3ha	65.3ha	-ha	編入：- ha 除外：- ha
	区画整理	80.3ha	80.3ha	-ha	編入：- ha 除外：- ha
事業量	農業用排水施設整備(用水)	17,121m	17,321m	200.0m	
	農業用排水施設整備(排水)	6,514m	6,514m	-m	
	区画整理	80.3ha	80.3ha	-ha	
事業費	全体	2,251,000 千円	2,814,000 千円	563,000 千円	
	農業用排水施設整備(用水)	1,627,000 千円	2,053,600 千円	426,600 千円	事務的経費を除く
	農業用排水施設整備(排水)	408,000 千円	502,800 千円	94,800 千円	事務的経費を除く
	区画整理	216,000 千円	257,600 千円	41,600 千円	事務的経費を除く
	工期	令和2年度 ～令和9年度	令和2年度 ～令和12年度	3年	

2. 変更を必要とする理由

農業用排水施設(用水)は事業実施にあたり、他事業及び地元との調整を図る中で、地域の編入、除外により受益面積の変更が生じた。それに伴い管水路工及びゲート設備の増加による事業量及び事業費の増加が生じた。併せて管水路工及びゲート設備の増加により測量試験費も増加した。

農業用排水施設(排水)は事業実施にあたり、現地精査及び地元調整を図る中で、測量試験費の増加及び自然増により事業費が増加した。

区画整理は自然増により事業費の変更が生じた。

I. 土地改良事業計画の概要

第1章 目 的

第1節 事業の種類

県営経営体育成基盤整備事業

用 水 (土地改良法第2条第2項第1号 農業用排水施設整備)

排 水 (土地改良法第2条第2項第1号 農業用排水施設整備)

区画整理 (土地改良法第2条第2項第2号 区画整理)

第2節 事業の目的

(97.7)

本地区は、安城市の南西部に位置し、二級河川半場川の両岸に跨る面積約98.6haの水田地帯である。地形は概ね平坦であり、現況農地は大半が水田となっており、主に水稻、小麦、大豆、きゅうり、キャベツ、ブロッコリー、たまねぎが栽培されている。

本地域は、基盤整備が行われているものの、用排水路は整備後約50年が経過していることから老朽化が進み、農作業や営農に多大な支障をきたしている。また、用水路のうち一部区間では施工後70年以上が経過し、施設の老朽化に伴う漏水が多く、農地にも影響が出ている状況である。排水不良農地では、一部区画で作付けを行うことができず、範囲も年々拡大していることから早急の対応が望まれている。

本事業は、用水路のパイプライン化、排水路の改修、区画の大区画化、道路の拡幅等を行い営農条件の向上を図ることで担い手への農地集積を進め、高収益作物の拡大に資することを目的としている。

第3節 関係地積

単位：ha

時点 \ 地目	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現 況	(93.7)	0.8	—	(94.5)	3.2	—	—	(97.7)
	94.6			95.4				98.6
計 画	(93.6)	0.8	—	(94.4)	2.4	0.9	—	(97.7)
	94.5			95.3				98.6

第2章 地域の所在及び現況

第1節 地域

愛知県安城市

第2節 地積

(平成31)(4)

(令和8年1月現在)

現況地目 市町村名	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)	小計 (ha)	道水路 (ha)	非農用地 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)
安城市	(93.7)	0.8	—	(94.5)	3.2	—	—	(97.7)
	94.6			95.4				98.6

登記簿面積

第3節 現況

(1) 地域及び土質等

本地区は、安城市の南西部に位置した水田農業地帯であり、主に水稻、小麦、大豆、きゅうり、キャベツ、ブロッコリー、たまねぎが作付けされている。水田土壌は開正統(E43)、米津統(D32)、針曾根統(F52)、畑土壌は奥田統(O)の4系統である。

(2) 水利状況

用水は、大部分が鹿乗川から取水しているが、荒井サージタンクからも補給水として取水している。用排水路は整備後約50年が経過していることから老朽化が進み、農作業や営農に多大な支障をきたしている。また、用水路のうち一部区間では施工後70年以上が経過し、施設の老朽化に伴う漏水が多く、農地にも影響が出ている状況である。

地区内の用水路は一部区間を除いて開水路であり、堰上げにより各ほ場へ配水しているため、配水操作が繁雑になっており、日常管理に多大な労力を費やしている。

また、排水は油ヶ淵、半場川、朝鮮川の同一水系(二級河川高浜川水系)へと排水しているが、老朽化及び能力・敷高不足により排水不良が生じている。

(3) 道路状況

本地区の主要道路は、東西に県道46号線(主要地方道西尾知多線)が横断、地区外北西部に県道45号線(主要地方道安城碧南線)が縦断しており、県道46号線と接続している。

(4) 営農状況

本地区の基幹作物は水稻であり、転作は小麦、大豆、キャベツ、ブロッコリーが作付け

されている。畑では、たまねぎ等の野菜が栽培されている。

経営規模は1経営体当たり平均7.04haとなっているが、区画面積は20a程度であり、小型機械による営農を余儀なくされている。

また、一部の農地では排水不良のため転作を行うことができず、営農に大変苦慮している。

(5) 地域環境の概況

本地区は、西側に油ヶ淵を有するほか、地区中央を半場川及び朝鮮川、南部を鹿乗川及び矢作川が流れており、これらの水辺環境及び地区内には、鳥類、魚類、昆虫類等多種多様な生き物が生息し、比較的良好な環境を有している。

第3章 基本計画

(94.4)

本事業の受益面積は、95.3haである。

(単位：ha)

事業名	田	畑	樹園地	計
農業用排水施設整備（用水）	(93.6) 94.5	—	—	(93.6) 94.5
農業用排水施設整備（排水）	64.5 【64.5】	0.8	—	65.3 【64.5】
区画整理	80.3 【80.3】	—	—	80.3 【80.3】
合計	(93.6) 94.5	0.8	—	(94.4) 95.3

【】内は重複分

第1節 農業用排水施設整備（用水）

地区内の用水路は、一部を除いて開水路であり老朽化も著しく配水に苦慮している。そのため、本事業にて用水路をパイプライン化し、各ほ場まで配水することで、効率的な水配分・水管理を可能にすると共に、維持管理費の節減と営農労力の軽減を図る。

第2節 農業用排水施設整備（排水）

地区内の排水路は、組立柵渠及びU型水路であり、能力・敷高不足及び老朽化により排水不良を生じている。そのため、本事業にて排水路を整備することで湿害を防止するとともにほ場内における営農条件の向上を図る。

第3節 区画整理

本事業は、担い手農家への集積率を増加させ、農業経営の安定化を図るため、連担的に大型機械が使用可能な区画のほ場に改良し、利用権の設定と長期的観点にたった土地利用計画

に基づき基盤整備を実施するものである。

整備内容は、換地を伴う区画整理を 23.0ha、畦畔除去を 57.3ha を計画しており、水田部の区画形状を 30a～100a（50m×60m～200m）に改良する。

第4節 暗きょ排水

該当なし

第5節 環境配慮

本地区は、安城市田園環境整備マスタープランにおいて、環境配慮区域となっている。

地区内の用排水路には、水生生物が多く見られ、良好な生物生息空間が確保されているため、生息環境の保全に配慮していくものとする。

工事の施工中において、整備範囲内で発見した保全対象生物については整備範囲外へ移動させることで個体数への影響の軽減を図る。また、施工時期は生息する生物への影響が少ない時期を選ぶこととする。また、濁水及び土砂流出の防止を図るとともに、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械を使用し、周辺環境に配慮する。

第4章 工事又は管理の要領

第1節 工事

工事は、県営経営体育成基盤整備事業安城荒井地区として、

(17.1)

農業用排水施設整備（用水） 17.3km

農業用排水施設整備（排水） 6.5km

区画整理

整地工 80.3ha

道路工 2.5km

排水路工 0.5km

を施工する。

予定工期

着手 令和2年度

(9)

完了 令和12年度（予定）

第2節 管理の要領

県営経営体育成基盤整備事業安城荒井地区により整備される土地改良施設のうち、用水施設は安城土地改良区、排水施設及び道路施設は安城市及び安城土地改良区が管理する。

県営経営体育成基盤整備事業安城荒井地区により整備される農地（整地工）は各受益者がそれぞれ管理する。

第5章 換地の要領

1. 換地計画の必要性

土地改良法第89条の2の規定による土地の区画形質の変更を内容とした事業であり、従前の土地について換地処分が必要となる。この換地処分を適正かつ円滑に進め、もって本地区の農用地の集団化、その他農業構造の改善及び土地利用の合理化を図る。

2. 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前の土地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画確定の日の登記簿地積とする。

ただし、上記の日から6か月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して安城土地改良区へ申出があった場合は、その申出のあった地積とする。この場合、測量等にかかる費用は本人負担とする。

(2) 土地評価の方法

項目別増減点方式：土地の自然条件及び利用条件等を調査項目とし、地区内の最も標準的な土地を基準としてその他の土地を増減点評価し、換地・評価委員がその項目内における条件の程度を点数に置き換え、項目ごとに採点をし、その合計点数からその土地の等位を定め、その等位から価格評価する。

(3) 清算の方法

比例地積清算：事業による増価額を従前の土地の地積に比例して配分するもので、1㎡当りの増加額に割り戻すことにより、各人別に換地交付基準額を算出し、各人の換地評価額と比較し清算する。

(4) 特殊地の取扱い

① 特別不良地

この事業で改良できない日陰地等は、原則として従前の耕作者に交付する。

② 道路関係

幹線道路「2級市道 丸ノ内大久戸線」に接続している従前の土地については、原則として換地もその道路に接続して交付する。

(5) 地区内ゾーン設定の取り扱い

換地選定を機会に優良農用地を確保し、高生産性農業の確立に資するため、地区の実情を踏まえ、地域ぐるみの合意形成を基礎にして、①育成すべき経営体への農用地の利用集積を行う区域（農用地利用集積促進区域）、②自家飯米等の作付けを行う区域を設定する。

（６）地帯別、グループ別団地の設定と換地方法

地区内に育成すべき経営体への農用地の利用集積を積極的に図る区域（農用地利用集積促進区域）を設定する場合には、当該区域に関係する権利者の承諾を得るようにするとともに、当該地区内に換地が定められることを希望する者は、できるだけ当該区域内に換地が定められるようにする。

（７）一般の個人別換地の方法

① 集団化の目標

各農家の農用地は、できるだけ集団化するものとし、１戸当たりの団地数は、おおむね１～２団地を目標とする。

② 位置の選択

換地は、各人の従前の土地が最も密集した位置を中心として、おおむねその付近に集団化することを原則とする。

なお、育成すべき経営体への農用地の利用集積を図る場合には、（１０）の「経営体育成方針の取り扱い」によるものとする。

③ 区画の分割

ア．換地は原則として標準区画を単位に交付するが、換地すべき面積が標準区画に交付して余る場合又は標準区画に不足する場合は標準区画を分割して交付する。

イ．標準区画の分割は原則として長辺に沿って分割するが、この場合、短辺の部分が１０ｍ以下にならないようにする。

ウ．分割制限に達しない小面積の土地は、原則としてその土地を配分すべき位置に最も近い位置の端田区に交付するか、又は長辺が道路に接した区画を長辺と直角に分割して交付する。また、間口が狭小にならないように換地道路を計画する場合もある。

④ 小面積土地所有者等の土地の取扱い

地区内の従前の土地の面積が１，０００㎡に満たない小面積土地所有者等の土地は、その従前の土地に属するほ区内に長辺が道路に接した区画を長辺と直角に分割した特別区画又は従前の土地の位置に近い端田区を交付する。

⑤ 端数地積の増減

各人の換地交付基準地積に対して端数地積を増減することができる。

(8) 換地選定手順

換地の選定は、非農用地→特殊地→農用地利用集積促進区域→一般個人別換地の順とする。

一般個人別換地は、土地所有者の従前の土地が最も密集している位置の配列順序とする。

(9) 団体的集団化と個人別集団化との調整

個人別集団化は、原則として(6)の地帯別、グループ別団地の範囲内において行う。

(10) 経営体育成方針の取り扱い

換地選定を通じて、育成すべき経営体の経営農用地を中心とした農用地の利用集積を促進するものとする。

(11) 配分調整のための余裕率

換地選定を円滑に行うため必要があるときは、選定過程において換地交付率に2%以内の余裕率をもって換地選定を行うことができる。

(12) 非農用地区域の取扱い

ア. 異種目換地とする土地は、共同減歩の対象としない。

イ. 非農用地区域のおおむねの設定位置は、2級市道 丸ノ内大久戸線 及び 拡幅範囲とする。

(13) 一時利用地の指定の方法

一時利用地の指定は、原則として換地計画原案に基づいて行う。ただし、地区の工事が数年にわたる場合には、一時的に換地計画原案に基づかない指定をすることができる。この場合は、換地委員会の決定を経て一時利用地を指定する。

(14) 清算金

換地交付基準地積と換地地積に過不足が生じた場合は、金銭により清算する。

清算金の単価は、役員会等において決定するものとする。

(15) 非農用地の換地方法

区分 換地区	種 類	非農用地区域 の位置の概略	面 積 ㎡	換地の手法	取得予定者
安城荒井	市道用地 (丸ノ内大久戸線)	安城市東端町 地内	1,402	異種目換地	従前地所有者 (安城市)
	計		1,402		

3. 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認にかかる地積

用途 区分	公 用 ・ 公 共 用 地				一 般 国 有 地	合 計
	国有地	県有地	市有地	計		
道 路	—	—	2.4	2.4	—	2.4
水 路	—	—	0.8	0.8	—	0.8
そ の 他	—	—	—	—	—	—
計	—	—	3.2	3.2	—	3.2

第6章 費用の概算

(単位:千円)

事業名	事業費※1)	事務的経費※2)	合計
農業用排水施設整備 (用水)	(1,627,000)	(115,475)	(1,742,475)
	2,053,600	137,083	2,190,683
農業用排水施設整備 (排水)	(408,000)	(28,905)	(436,905)
	502,800	34,091	536,891
区画整理	(216,000)	(15,315)	(231,315)
	257,600	17,126	274,726
合計	(2,251,000)	(159,695)	(2,410,695)
	2,814,000	188,300	3,002,300

(元)

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1)事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2)事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

第7章 効 用

(単位:千円)

効果項目	区分	年 総 効 果 (便 益) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
作 物 生 産 効 果		(93,233)	(29,566)	
		126,446	32,143	
品 質 向 上 効 果		(2,509)	—	
		1,890		
営 農 経 費 節 減 効 果		(82,401)	(89,543)	
		92,956	100,573	
維 持 管 理 費 節 減 効 果		(△ 301)	(5,487)	
		△ 221	6,389	
営農に係る走行経費節減効果		(2,488)	—	
		2,601		
耕 作 放 棄 防 止 効 果		(8)	—	
		6		
非 農 用 地 等 創 設 効 果		(365)	—	
		452		
国産農産物安定供給効果		(25,341)	—	
		16,757		
合 計		(206,044)	(124,596)	総便益額
		240,887	139,105	(3,815,303) 5,532,360

<参考>

	(1,701,561)
①当該事業費	: 2,708,270 千円
	(407,344)
②その他費用	: 689,606 千円
	(2,108,905)
③総費用	: 3,397,876 千円
	(15,769)
④年償還額	: 22,145 千円/年
	(6,354)
④' うち機能向上分	: 7,695 千円/年
	(206,044)
⑤年総効果(便益)額	: 240,887 千円/年

		(107, 620)	
⑥現況年総農業所得額	:	114, 992 千円/年	
		(124, 596)	
⑦年総増加農業所得額	:	139, 105 千円/年	
		(48)	
評価期間	:	51 年	
割引率	:	0. 04	
		(3, 815, 303)	
⑧総便益額	:	5, 532, 360 千円	
		(1. 80)	
⑨総費用総便益比 (⑧÷③)	:	1. 62 \geq 1. 0	
		(0. 147)	
⑩総所得償還率 (④÷⑥)	:	0. 193 \leq 0. 2	
		(0. 051)	
⑪増加所得償還率 (④' ÷⑦)	:	0. 056 \leq 0. 4	

第8章 他の事業との関係

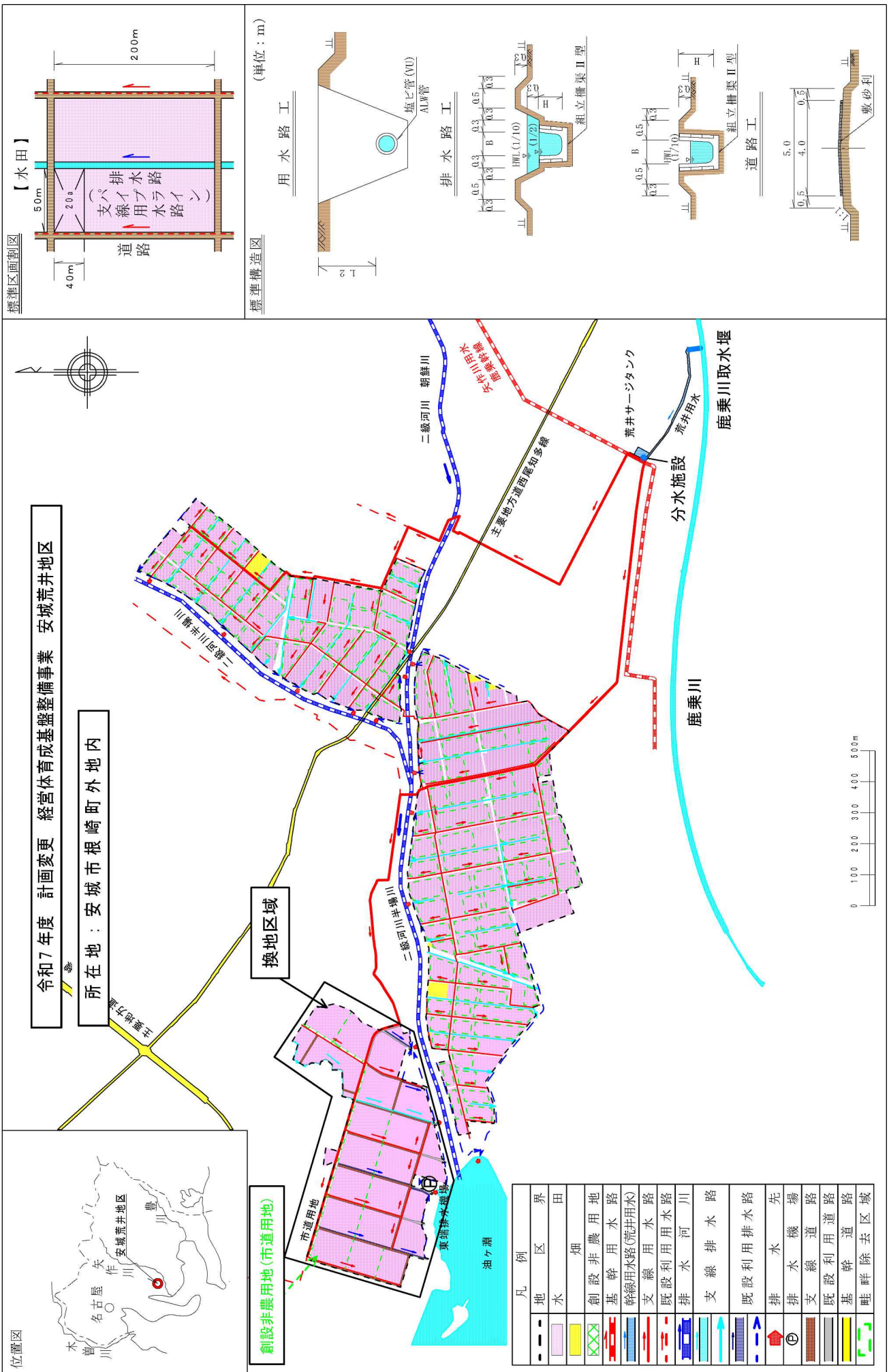
該当なし

第9章 計画概要図

別添のとおり

変更後

計画概要図

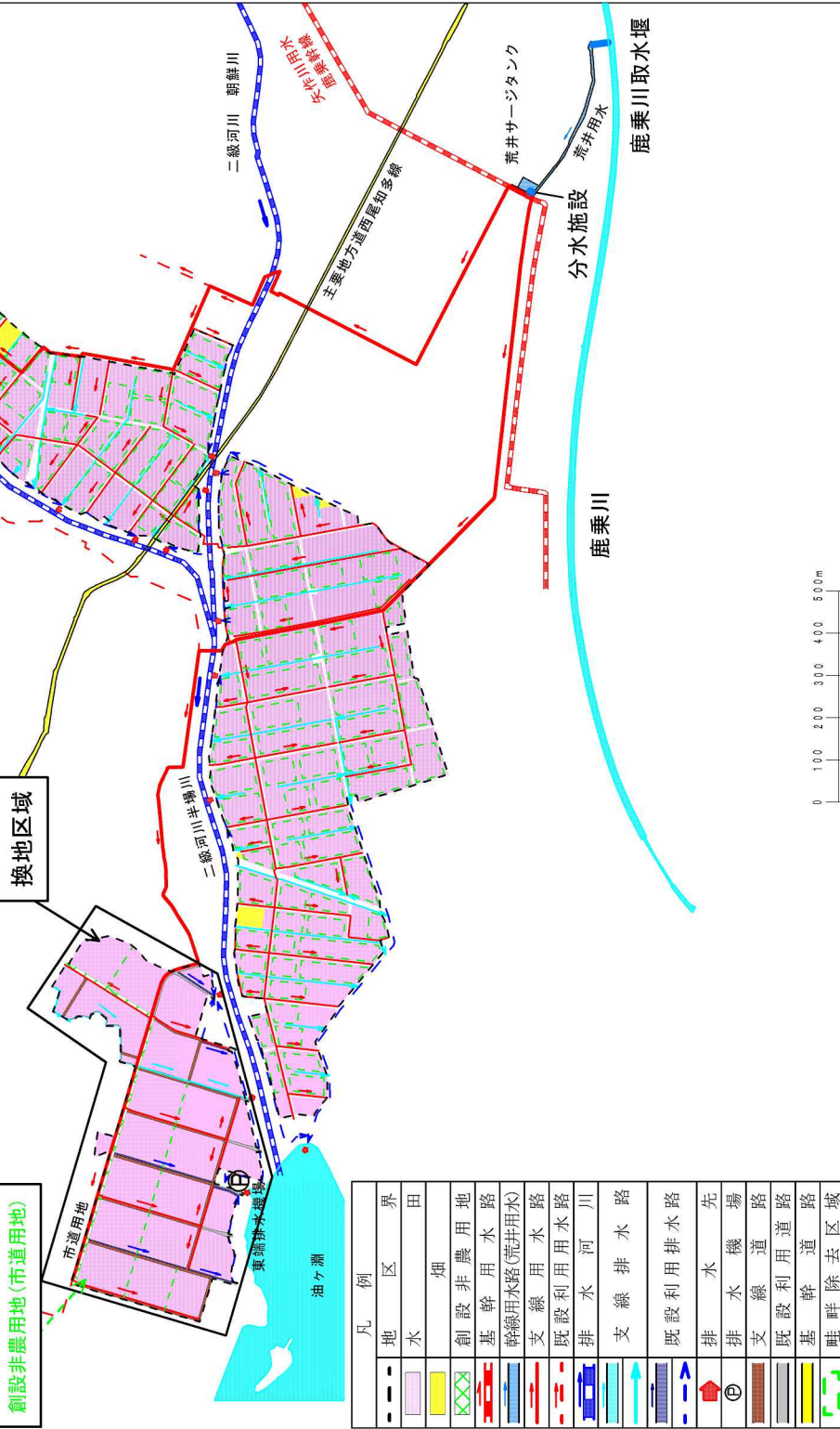


変更前

概要図

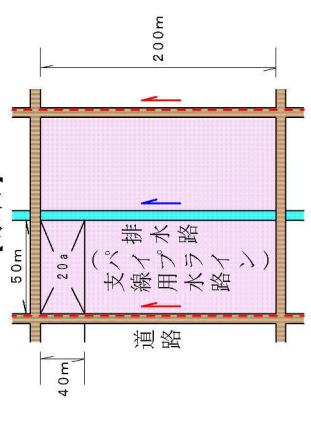
令和2年度 経営体育成機盤整備事業 安城荒井地区

所在地：安城市根崎町外地区内

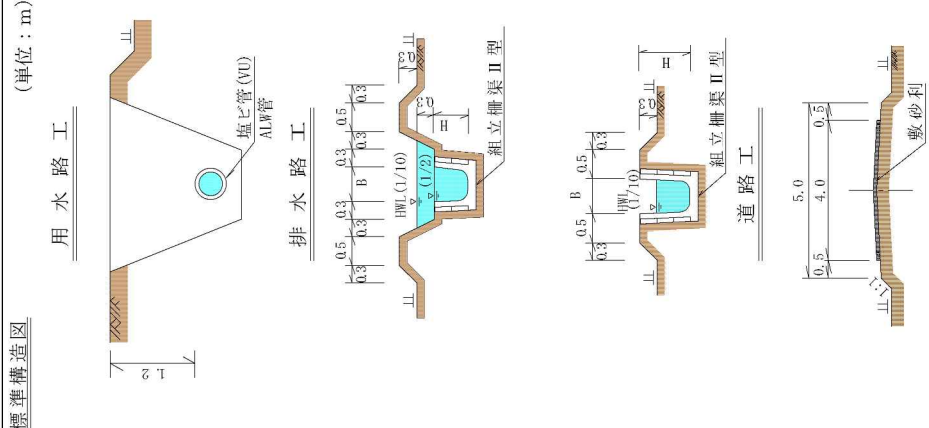


凡例	
—	境界
■	地区
■	水田
■	畑
■	創設非農用地
■	基礎用水路
■	幹線用水路(荒井用水)
■	支線用水路
■	既設利用用水路
■	排水河川
■	支線排水路
■	既設利用排水路
■	排水先
⊕	水機場
■	支線道路
■	既設利用道路
■	基礎道路
■	畦畔除去区域

標準区画割図



標準構造区



Ⅱ. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1. 管理者

安城市、安城土地改良区、各受益者

2. 管理すべき施設の種類

関係地域において整備される施設のうち、用水施設は安城土地改良区、排水施設及び道路施設は安城市及び安城土地改良区が、農地及びこれらに付帯する施設は各受益者がそれぞれ管理する。

3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規程による。

4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

(1) 費用の概算

(1,619)

年間管理費 約 1,741 千円

※但し、物価の変動又は維持管理の程度により、経費は増減することがある。

(2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

5. その他管理方法に関する基本事項

管理者が別に定める管理規程による。

Ⅲ. 県営土地改良事業における事業費及び事務的経費の

負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

1. 事業に要する費用

	(2,411)
費用	3,002 百万円
	(2,251)
事業費 ^{※1)}	2,814 百万円
	(160)
事務的経費 ^{※2)}	188 百万円
(元)	

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

2. 負担区分の予定割合

(単位:%)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
農業用排水施設整備(用水)	50	27.5	12.5	10	
農業用排水施設整備(排水)	50	27.5	12.5	10	
区画整理	50	27.5	12.5	10	
(事務的経費)					
農業用排水施設整備(用水)	—	100	—	—	
農業用排水施設整備(排水)	—	100	—	—	
区画整理	—	100	—	—	

3. 土地改良法第91条の規定による分担金及び負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域を地区とする安城土地改良区は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第91条第1項及び愛知県県営土地改良事業分担金等徴収条例(昭和40年条例第19号)第2条第1項の規定により、愛知県が法第3条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該土地改良区からこれに相当する額として徴収する金額を負担する。

本事業の施行に係る地域の安城市は、法第91条第6項の規定により、本事業によって受

ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

4. 地元負担の予定基準

安城土地改良区は、定款の定めるところにより本事業の施行地域内の農用地につき、地積割を基準として賦課する。

5. 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転を受けて、目的外用途にした場合を除く。）には、法第91条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。